

飲食店等におけるVTP制度/全員検査の適用について

VTP適用の流れ

申請

申請書等により
県等に登録申請

登録

県HP等で公表
ステッカー送付
※ステッカーは飲食店等のみ

実施

ワクチン接種歴又は
陰性の検査結果を確認

飲食店等

対象

飲食店はとちまる安心認証の取得が必要

- ①とちまる安心認証店
- ②飲食を主として業としないカラオケ店 ※主に飲食店等営業許可を受けていないカラオケボックスを想定

登録方法

【①とちまる安心認証店】

登録申請書をメール又は郵送によりとちまる安心認証事務局に提出
※これからとちまる安心認証を申請する飲食店については、認証の申請と同時に登録申請が可能

【②飲食を主として業としないカラオケ店】

登録申請書をメール又は郵送により県感染症対策課に提出



登録店にはステッカーを送付

制限緩和の内容

【①とちまる安心認証店】

- ・同一テーブル5人以上の会食が可能
- ・収容率上限50%としてカラオケ設備の提供が可能

【②飲食を主として業としないカラオケ店】

収容率上限50%としてカラオケ設備の提供が可能

実施方法

利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」を確認